

骨子案 山梨県道の道路構造基準に関する条例（仮称）及び山梨県道の道路標識に関する条例（仮称）

関係省令	道路構造令 (昭和45年 政令第320号)
	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (昭和35年 総理府・建設省令第3号)

【道路構造令の変更等対象条文一覧】

《総則》	《線形および視距》	《自転車専用道路等、歩行者専用道路および歩車共存道路等》
第1条 この政令の趣旨	第14条 車道の屈曲部	第39条 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路
第2条 用語の定義	第15条 曲線半径	第40条 歩行者専用道路
《道路の区分と設計速度、設計車両》	第16条 曲線部の片勾配	《土工、舗装および道路構造物》
第3条 道路の区分	第17条 曲線部の車線等の拡幅	第23条 舗装
第4条 設計車両	第18条 緩和区間	第26条 排水施設
第13条 設計速度	第19条 視距等	第34条 トンネル
《横断面の構成》	第20条 縦断勾配	第35条 2,3項 橋、高架の道路等(荷重条件)
第5条 車線等	第21条 登坂車線	第35条 1,4項 橋、高架の道路等
第6条 車線の分離等	第22条 縦断曲線	《道路の附属施設》
第7条 副道	第24条 横断勾配	第30条 待避所
第8条 路肩	第25条 合成勾配	第31条 交通安全施設等
第9条 停車帯・軌道敷	《平面交差》	第32条 自動車駐車場等
第10条 自転車道・自転車歩行車道	第27条 平面交差又は接続	第33条 防雪施設その他の防護施設
第11条 歩道・植樹帯等	《立体交差》	《雑則》
第12条 建築限界	第28条 立体交差	第36条 附帯工事等の特例
凡例	《鉄道との交差》	第37条 区分が変更される道路の特例
□ : 条例化適用外	第29条 鉄道等との平面交差	第38条 小区間改築の場合の特例
■ : 独自基準		
□ : 構造令参酌項目		

【標識令の変更等対象条文一覧】

《道路標識》	《区画線》
第1条 分類	第5条 種類及び設置場所
第2条 種類等	第6条 様式
第3条 様式	第7条 道路標示とみなす区画線
別表第二	《道路標示》
(一) 標示	第8条 分類
(二) 寸法	第9条 種類等
(三) 色彩	第10条 様式
(四) 文字の形	凡例
(五) 文字等の大きさ等	□ : 条例化適用外
(六) 車両の種類略称	■ : 独自基準
第4条 設置者の区分	

条例化の目的と考え方

省令	参酌すべき基準	目的	条例化の考え方
条例化適用外	第4条 設計車両 第12条 建築限界 第35条 2,3項 橋、高架の道路等	-	条例委任の適用外。
山梨県独自の基準(運用)	第3条 道路区分	本来、県道は2車線以上の整備となる。	地域の実情に応じ通行機能を早期に確保するため、柔軟な道路整備をできるようにする。
	第5条 車線等	計画交通量が設計基準交通量を超える場合は、全て4車線整備となる。	従来4車線整備となっていた区間に対し、地域の実情に応じて車線数を決定できるようにする。
	第8条 路肩	路肩の幅員は、道路の区分に応じて決定する。	自転車等の安全かつ円滑な通行を確保する。
	第9条 停車帯・軌道敷	停車帯の幅員は2.5mとする。ただし、大型車の交通量が少ない場合は、1.5mまで縮小できる。	沿道状況に応じた幅員の決定をできるようにする。
	第11条 歩道	1. 歩道の幅員は、歩行者交通量の多い道路では3.5m以上、その他の道路で2.0mとする。 2. 規定無し	1. 歩道を小規模化し、これまで整備できなかった箇所でも整備ができるようにする。 2. 交差点において、歩行者等の安全な通行を確保する。
	第11条の4 植樹帯等	都市部で交通量の多い道路には、植樹帯を設けるものとする。	周辺景観と調和のとれた植樹帯の整備。
	第17条 曲線部の車線等の拡幅 第18条 緩和区間 第27条 平面交差又は接続	都市部において、拡幅、緩和区間については省略が、付加車線を設ける場合の直進車線幅員については縮小が認められている。	柔軟な運用や改築の小規模化により、事業の進捗を図る。
	第21条 登坂車線	登坂車線の幅員は3mとする。	道路の区分に応じ、登坂車線の幅員を決定できるようにする。
	第23条 舗装	都市部の道路の舗装は、必要がある場合に、排水性舗装とすることができる。	地域の状況に応じ、多様な舗装構造が選択できるようにする。
	第24条 横断勾配	歩道又は自転車道等の横断勾配は2%を標準とする。	交通弱者にとって、安全で快適な道路環境を整備する。
	第30条 待避所	待避所相互間距離は、300m以内。待避所の長さは、20m以上とし、その区間の幅員は5m以上とする。	待避所について、地形状況に合った設置場所や長さを決定できるようにする。
	第31条 交通安全施設等	1. 規定なし 2. 規定なし	1. 環境を考慮した交通安全施設。 2. 景観に調和した交通安全施設。
	第32条 自動車駐車場等 第33条 防雪施設その他防護施設 第35条 1,4項 橋、高架の道路等	規定なし	景観に調和した道路(または道路付属物)。
	参酌項目	上記以外の条項	-

条例化の目的と考え方

省令	参酌すべき基準	目的	条例化の考え方
適用外	下記以外の条項	-	条例委任の適用外。
山梨県独自の基準(運用)	第3条 別表第二(二)寸法	警戒標識など寸法が定められている標識板の寸法を1.3倍、1.6倍、2倍に拡大できる。	景観に配慮した寸法の小さい道路標識を設置できるようにする。
	第3条 別表第二(五)文字等の大きさ	設計速度に応じて定められている文字の大きさを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に拡大できる。	景観に配慮した寸法の小さい道路標識を設置できるようにする。